

# 法華經における法の語の使用例

——序品・方便品に關して——

望 月 海 淑

1

法華經は、その經題に「法」という一語が入っている故なのか、經典を通して法の語を沢山に見ることが出来る。おおよその数ではあるが、序品では四十四ヶ所、方便品では七十七ヶ所、譬喩品では五十七ヶ所、信解品では十九ヶ所、藥草喩品では三十四ヶ所、授記品で二十一ヶ所、化城喩品で五十九ヶ所、五百弟子授記品で二十四ヶ所、授學無學人記品で二十三ヶ所という使用例を数えることが出来る。

しかして、法華經の十号の一つだといわれるものに妙法蓮華教菩薩法仏所護念という一句がある。これに対する梵文は *saddharma-puṅḍarikāṃ dharmā-pariyāyaṃ sūtrāntaṃ mahāvaiṣṭṭyaṃ bodhisattvāvādaṃ sarva-buddha-parigrahaṃ* (妙法蓮華の法門という、菩薩を誡しめ一切の仏が保持する偉大な仏がりの經典) となっている。ここで妙法にあたるものは *saddharma* であるが、教菩薩法の法にあたるものは *avavāda* であり、*vada* は「vac」から作られた言葉で、「vac」は話す、告げるというような意味をあらわすために使われるものであるから、*vada* は言葉とか発言等を意味し、それになから下にという意味をあらわすために使う *ava* という接頭語がつけられている

法華經における法の語の使用例(望月)

から、誰かが誰かに何かを伝える言葉という意味あいになる。そこでこの言葉は仏が菩薩に対して伝える教え、教示と理解され、教誡(いましめ)と捉えられているものである。したがって教菩薩法は dhama ではなく、釈尊が菩薩たちに垂れた教誡ということであった。そして梵文では dhama-paryaya(法門)となされているが、この言葉に対する直接の訳は妙法華經には見られない。教誡があり法門があるので、まとめて教菩薩法としたのだろうか。

しかし今は、このようなことを詮索することに目標があるのではなく、法華經において沢山に見られる法という言葉も、一様に dhama の訳語として処理してはいけないのではないか、ということの解明にあることを記しておきたい。

このことのためには、法華經における「法」の訳語が、どのような意味をもち、どのような場面で、どんな言葉から訳されたものであるかを探るべきであろう。こうした立場に立って資料篇という意味あいでもいい、こう思って、各場面でのあり方を順を追って例記してみた。ところが冒頭の使用例の多さの通り、これは大変な分量、したがって頁数を必要とし、序品と方便品だけで本誌が私に割き与えてくれるであろう頁数を、はるかに越えてしまうであろうことが分った。そこで止むなく全ての場面での例記をあきらめ、標準的なものを例記し、特に異なった場面を中心にみていこうという次第であることをお断りしておきたい。

尚、以下、序品から順を追ってみていくわけであるが、経典からの引用について特に言及する以外は、妙法華經・正法華經・梵文法華經(Kern, Nanjio. 本)の順であり、引用文の下の( )内の数字は、それぞれが掲載されている頁数である。又、法華經における法は經の題名であるために、又、法緊那羅王におけるような法は固有名詞であるから、これらはすべて除外することにする。

序品における「法」の使用例からみることにする。

耆闍崛山に座られた釈尊は教えを説かれない。何故かと思った時、大地が震動するなどの不思議なことがおこり、釈尊は眉間の白毫から光りを出し東方の世界を映し出され、その土においても諸仏が教えを説いておられる様を現出された。その時の各世界での仏たちの働きに関して、

及聞「諸仏所説經法」(2中)

十方諸仏所説經法(63下)

yam ca te buddha bhagavanto dharmam desāyanti sa ca sarvo nikhilena śrūyate sma (6) (かの尊き仏たちが法を説く、それがすべて完全に聞こえた)

とあり、更にこれに続けて、講説止法(2下)、敷演 於此仏法(64上) prakāśayantānīm buddha-dharma (6) とか、講法(3上)、講法(64下)、dharmaṃ vadanto (12) とか示されている。これらは覺りを開かれた仏が教えを説くというもので、法 dharma の基本的なあり方に立つものであろう。

では法 dharma とは何か、明白ではないが、序品の最初の偈の中には、

以千萬偈 讚諸法王(3上)

以数千偈 歎人中生(64下)

gāthā-sahasrehi jineṅdra-rājam (12) (千の偈において勝者たるインドラ王を……)

法華經における法の語の使用例(望月)

とあり、妙法華經はこの jinendra-rāja をもって法王と訳したことを示している。梵文では仏のことをシナ jina (勝者) となすことは良くみられるところであり、インドラはバラモン教においては天にいます最高の神としての信仰を集めるところでもあるから、ここでの表現は仏のことであり、仏は法王と称せられるが故なのだろうか。

このような立場に対して次の一句にはいささかな違いがみられる。

惑有菩薩 説寂滅法 種々教詔 無数衆生 或見菩薩 觀諸法性 無有二相 猶如虛空 (3中)

或有得人 寂然法誼 察諸報応 衆億兆載 發起民庶… 志願仏道 曉了觀察 不秘倍法 滅除三事 寂等如空

(65上中)

dharmaṃ ca ke-cit pravadaṃti śāntaṃ dṛṣṭānta-heru-nayutair anekaiḥ | deśanti te prāṇa-sahasra-koṭi-  
nāṃ jīānena te prasthita agrā-bodhim || nirhaka dharmā prajānamāna dvayaṃ pravṛttāḥ khaga-tulya  
-sādīśāḥ (14) (あるものは那由佗以上の因縁において寂滅の法を語り、千万億の人々に智によって算りを説く。空行く鳥  
のように両者にかたよらず nirhaka な法を知つ……)<sup>1)</sup>

と述べられるのがそれである。妙法華經によって寂滅法と訳されたものは dharmaṃ śāntaṃ であることは明白だが、諸法性にあたるものは nirhaka dharmā である。nirhaka についで Edgerton は「śūnyā śūnya と組み合わせて使われる」の<sup>2)</sup>のだとして、その例として右の梵文法華經の文章が挙げられている。この意見からすると、諸法性という訳語の背景には、空というものの見方、すなわち一切のものは変易性においてあり固定的実体的なものではないのだ、という立場があるのではなからうかと思われる。いいかえると法というものは仏の教えであることは間違いないが、それは空という釈尊(仏教)の根本理念にかかわる見方の上に立つものだというありようが考えられ

る。

かくて所得妙法(3下)、微妙法(65下)、*agra-dharma* (16) (最高の法)を仏を説くのか、と弥勒菩薩は質問し、文殊師利菩薩は、説大法。雨大法雨…(3下)、敷大法演無極典。散大法雨…(65下)、*maha-dharma-viśīty-abhipravarṣaṇaṃ* …(16) (大法の雨をふらし…)とし、この大法は難信之法(3下)、洗除俗穢簡服佛法(65下)、*vipratyanīyaka-dharma-paryāyaṃ* (17) (難信の法門)だと指摘し、かるが故に四諦法、十二因縁法(3下、65下66上、17)という具合に、種々な教えの説き方を示してみせて来たのだという過去における日月灯明如来の古事にふれられた。そして、この仏の会座にいた人々が、衆欲聴法(4上)、講説経法(66上)、*dharmasīravanīkas* (20) (法を聞きたい)としたので、法華経を説かれたのだとし、今の釈尊のありようはこの時の仏のありようと同じだから、再び法華経が説示されるであろう、としている。

この後の序品の偈は、この説示のくり返しであるから、仏が法を説くとか、法座の上でとか、深法の義とかに言及しているが、これらはすべて *dharma* についての訳語である。(4中下、66中下、23 24)

しかし、その偈の中で七十二偈と七十九偈とは、いささか注目すべき点がみられる。すなわち七十二偈は

又見諸菩薩 知法寂滅相 各於其国土 説法求仏道(4下)

其心寂然 各以縁便 多所開化 無数仏界 広説経法(67上)

*bhūtaṃ padam śāntam anāsravaṃ ca prajñamāvās ca prakāśayanti | desenti dharmam bahu-loka-dhāt-  
uṣu sugatānubhāvād iyaṃ idrīsi kriyā* (24) (寂靜にして無漏なるありのままな言葉を知って説き、沢山な世界に  
おいて善逝はこのような神力をもって法を説く)

法華経における法の語の使用例(望月)

法華經における法の語の使用例(望月)

と示され、七十九個には

諸法実相義 已為汝等說(5上)

講說經典 自然之誼 顯示衆庶 此正法華(67上)

prakāṣita me iya dharmā-netri akāṣito dharmā-svabhāva yādīśah (25) (法の眼を説き、法の本性がどのようなかを語った)

と示されている。このうち七十二個での知法寂滅相は bhūtaṃ padam śāntam anśravam を訳したもので、説法は deśanti dharmam を訳したものである。すなわち前者は先述の説寂滅法につながる内容のものと思われる。七十九個の諸法実相義は dharmā-netri ṽ dharmā-svabhāva とを訳したものと推されるが、特に法の自性たる svabhāva が実相にかかわるものでもう一つが、ともに改めこの検討を要するものである。

そして序品の偈末に近く、日月灯明如来が光明を放った理由にふれて

今仏放光明 助発実相義(5中)

建立興発 講說經法 自然之教(67下)

saṃsthāpanam kurvati śakya-siṃho bhāṣisyate dharmā-svabhāva-mudrām (28) (釈迦の獅子は、安住せる法の自性の印を説くであろう)

と述べ、法華經が釈尊によって説かれるであろうことを予言している。この二の実相義は dharmā-svabhāva-mudrām の訳であることは明白で、これを正法華經は自然之教と訳しているが、法というものは自然のありようにかかわるものであり、又、実相ともいわれるべきものを含んでいるということなのであるか。

方便品には、さすがに法に関する説示が多い。今はそれらを順を追って見て行くことにする。

三昧から立ち上った釈尊が、舍利弗にむかって仏に智慧について語っているが、仏が体得した智慧について、それは

諸仏無量道法… 未曾有法… 一切未曾有法… 無量無辺未曾有法… 難解法 (5中下)

仏法殷勤勞苦精進… 一心脫門三昧正受不可限量… 所說經典不可及逮… 未曾有法 (68上)

bahu-buddha… cirṇa caritāvino… āścaryādbhuta-dharma-samavāgata durvijñeya-dharma-samavāgata d-  
urvijñeya-dharmānujñātavinaḥ… adbhuta-dharma… viddha-dharma… āścaryādbhuta-prāptāḥ (20) (諸

仏の行を行じ… 未曾有の法を具足し、理解しがたい法を具足し、理解しがたい法を受け、… 未曾有の法… 種々な法… 希有な法  
に到達した)

として、この仏の智慧は仏と仏とのみが究尽するものだとし、五種法(十如是)を展開している。

諸法実相。所謂諸法如是相。如是性。如是体。如是力。如是作。如是因。如是縁。如是果。如是報。如是本末究竟等 (5下)

如来皆了諸法所由。從何所來諸法自然。分別法貌衆相根本智法自然。(68上)

tathāgata eva Śāriputra tathāgatasya dharmāṇ deśayed yān dharmāṃs tathāgato jānāti | sarva-dhar-  
mān api Śāriputra tathāgata eva deśayati | sarva-dharmān api tathāgata eva jānāti | ye ca te dharm-

法華經における法の語の使用例(望月)

a yathā ca te dharma yādṛśās ca te dharma yal lakṣaṇās ca te dharma yat svabhāvaś ca te dharm-  
 aḥ | ye ca yathā ca yādṛśās ca yal lakṣaṇās ca yat svabhāvaś ca te dharma iti | teṣu dharmeṣu tath-  
 agata eva pratyakṣo 'parokṣaḥ || (30) (舍利弗よ、如来こそは如来の法を説き、如来は法を知っている。舍利弗よ、  
 如来こそは一切の法を説く。如来こそは一切の法を知っている。それらの法は何であり、それらの法はどのような  
 法の法はどんなであり、それらの法はどんな相であり、それらの法はどんな自性をもっているのか。それらは何で、それらは  
 どのようにで、どんなで、どんな相で、どんな自性であるのか。如来こそはそれらの法において明白に知るものである)

この十如是は五種類の繰り返しであるところから、別に五種法と呼ばれるものであるが、法 dharma とはどのよう  
 なものであるかについて触れたものと思われる。尚、妙法華經には諸法実相の語が見えるが、梵文にはそれに直接に  
 該当すると思われるものは見られない。しかし、五種法のあり方はものの見方であるから、諸法実相の内容に近いも  
 のかもしれない。

五種法(十如是)に続く偈の中において、仏は法がどのようなものかについて触れている。すなわち、

及仏諸余法 無能測量者… 甚深微妙法 難見難可了… 是法不可示 言辞相寂滅(5下)

如諸仏法貌 莫有逮及者… 入於深妙誼 所現不可及… 其身不可見 亦無有言説(68上)

yādṛśā buddha-dharmāś ca na Sakyaṃ jñātu kena-cit… gambhīrā cāva sūksmā ca durvijñeyā sudurdṛ-  
 śā… na tad darśayitūṃ śākyaṃ vyāhāro 'sya na vidyate (30~31) (仏の法がどのようなものか知りうる者は  
 誰もいない……深く微妙にして理解することは非常にむずかしい……それを見ることも出来ないし、話すことも出来ない)

であって、法というものがどんなものなのか言辞相寂滅で説明することなどは出来ないのだ、というのであるが、法



がこのようにいわれる時、法とはこの世にあるもの、この世の姿などを見るための、もの見方にかかわるものであることを示すのではなからうか。それ故に

於億無量劫 欲思仏実智 莫能知少分 (6上)

欲察知仏 所説解法 於億那術 劫載計念 未曾能知 (68中)

kalpana koti-nayutān anantān na tasya bhūtaṃ pariṇāni artham (32) (千万那由佗劫の無限の間、真実を知ることはないであろう)

といわれるのであろう。仏の慧でなければ真実にしてありのままなものは、見極めがたいからであろう。

又能善説法……甚深微妙法……於仏所説法 当生大信力 世尊法久後 (6上)

講説経法 分別其誼……安住所説 (68中)

yo dharmā saḥsāt sugatena dr̥ṣṭāḥ... gambhīra dharmā sukhuma pi buddha... yaṃ Śāriputra sugataḥ prabhāsate adhimukti-saṃpanna bhavāhi tatra | ananyathā-vādi jino mahā-r̥ṣi cireṇa pi bhāṣati uttamaṃ (33) (善逝によって見られた法を……仏の深妙な法は……舍利弗よ、善逝が語ったものを信解せよ。偉大な聖仙であるジナは誤りなく語り、長いこと最高の意義を語る。)

ここでの最後は誤りなく意義を語るとあって、法には言及されていない。ジナとは仏のことであるから、仏の言葉は誤りないもので法そのものだという立場であろう。

仏は何故に方便を称歎したのだろうか、声聞縁覚たちは疑念をおこすが、その時の内容には、

仏所得法……得此法……離解之法……不可思議法……道場所得法 (6中)

法華経における法の語の使用例(望月)

法華經における法の語の使用例(望月)

如来深妙輕業……於是仏法……深妙法……顯現大聖法……欲分別深法(68下)

gambhiraś cāyaṃ mayā dharmo 'bhisambuddha ..... vāyam api buddha-dharmāṇaṃ labhino ..... gambhiraś ca me dharmo 'bhisambuddha iti ..... bodhi-maṇḍaṇ ca kīrtesi pīchakas te na vidyate ..... sa-ṇḍhabhāṣyaṃ ca kīrtesi ..... (33・34) (私によつて覺られた深妙な法……我々は仏の法を得た……覺りの境を稱讚し、隨時の説を稱讚する)

とあるが、この中、難解之法に該当するところでは、梵文法華經は、*dharmasamsaya* (疑の疑) *upāya-kausalya-jñāna-darśana-dharma-deśanaṃ* (善巧方便の智慧による法の説示) *dharmaparyāya* (法門) *tathāgata-dharmasya* (如来の法) などの語が示されている。かくて代弁した舍利弗は、

為「是究竟法」……時為如「実説」(6中下)

究竟至泥洹 今復聞此法……唯願演分別 雷震音現説(69上)

と語るが、ここで示される法については梵文には該当する語がなく、如実説に関しては、*udāharasva yatha eṣa dharmaḥ* (36) (この法のままに説け) と示されているから、この法が前者の法にあてはまるのかもしれないが、*yatha dharma* という言葉の表現は法に関する何かを暗示するものかもしれない。

かくて方便品の説示は三止三請に入るのであるが、舍利弗が請い、釈尊が止めるといふやりとりの中において、

是会無量衆 有能敬信者……止止不須説「我法妙難思」(6下)

此出家者 衆庶億千 恭肅安住 欽信懇誼 斯之等類 必皆欣樂……且止且止 用此為問 斯慧微妙 衆所不了

(68中)

śraddha prasannaṃ sugate sagaurava jñāsyanti ye dharmam udāhṛtaṃ... alāpṇi hi dharmeṃ 'iha bhāṣitena (36) (敬しく善逝を信じ、淨信し、善逝が説いた法を知るでありましょう。…止めよう、法について語ることを)

として、舍利弗は法が説かれれば信するというのに対し、釈尊は法が説かれても信じないであろうから説けないと説いている。しかし舍利弗は法 dharma を説いて欲しいとくり返してお願いをしている。かくて釈尊が舍利弗の請を入れて説こうとした時、五千人の人々が退席するという五千起去がおこる。この五千人は未得謂得、未証謂証だというが、信仰 śraddha の核心に安住することのない増上慢の人々であった。そして信仰の確立しているものたちだけとなったからといって、教えを説かれる。

この三止三請とそれに続く五千起去の間において注意しておくべきことは、舍利弗が法を敬信する (śraddadhāsyanti ti dharma) と繰り返すことであり、世世に已に化を受けた (pūrva-bhaveṣu paripācītaṃ) といわれることであり、仏の長子 (jyeṣṭha-putra) だということであろう。

敬信するというのは、一心に信するということであり、世世に化を受けるというのは、前世からの三世に亘る長い仏との関係の意味するものであり、長子といふのは、その仏と弟子との関係がただならざるもの、切っても切れない深いものであることを意味するからである。そして、このような立場の上においてこそ、

汝等當信仏之所説言不虛妄 (7上)

爾等當信如来誠諦所説深經。誼甚微妙言輒無虛。(69中)

śraddadhata me Śāriputra bhūta-vady aham asmi tatha-vady aham asmy ananyatha-vady aham asmi

(36) (舍利弗よ私を信じてよ、私はありのままに語るものであり、そのような語るものであり、誤りなく語るものである)

法華經における法の語の使用例(望月)

法華經における法の語の使用例(望月)

といわれるのであろう。これは仏が語る法について言及したものであるから、所説言不虛妄といわれるのは法そのものであり、その法は *dhṛta-vadī* といわれるものであることに注意が必要である。法とは教え、真理等の意をもってゐるが、その法はまた、ありのまま *dhṛta* なるものであるという意も汲み上げておかなければならないと思われるからである。それ故、この法は思量や分別によって知られるものではない、といわれるのであろう。

かくて但教化菩薩、一仏乘にして二も三もなしとされるが、ここでは

一切十方諸仏。法亦如是(7中)

十方世界諸仏世尊。去來現在亦復如是(69下)

*sarvatraiṣa Śāriputra dharmatā dasa-dig-loke* (40) (舍利弗よ、十方世界のすべてのところに、この法性はある) 法が *dharmatā* として表現されている。そしてまた方便品の長い偈の中においては、仏は一切世間を照らすように人々に尊ばれて

為説「実相印」(8中)

為講說法 自然之印(70下)

*deśen' imāṃ dharmā-svabhāva-mudrāṃ* (44) (私はこの法の自性の印を説く)

とも示されてゐる。*dharmatā* と *dharmā-svabhāva-mudrā* と *dharmā* は、法 *dharmā* が単に教え真理というのみならず、この世の姿の根源的なものありようを見るための言葉としての意味を持つてゐるように思われるのである。有名な

諸法從本來 常自寂滅相 仏子行道已 來世得作仏(8中)

令一切法 皆至寂然 又復過去 諸仏之子 當來之世 得成最勝 (70下)

evaṃ ca bhāṣamy ahu nitya-nirvīta adi-prasānta imi sarva-dharmāḥ ..... (48) (このように私は、一切の法は常に滅するもので、最初から寂滅のものである……と説く)

は、法は常滅のものだとしているのは、このような意味あいを含んでいるからではなからうかと思われるのである。かくて方便品の偈は、仏像や仏画によって仏の姿を描き彫刻しただけでも仏道を成ずるのだと説示した上で、過去・現在の仏と同じように未来の仏も人々を導くために種々な教えを説いても最後は一仏乗を説くのだとなし、

諸仏両足尊 知「法常無性」 仏種從縁起 是故説「一乘」 是法住「法位」 世間相當住 (9中)

諸仏本淨 常行自然 此諸誼者 仏所開化 如兩足尊 乃分別道 故暢斯教 一乘之誼 諸法定意 (72上)

sthitika hi eṣā sada dharmā-netri prakṛtiś ca dharmāṇa sada prabhāsvatā | viditva buddha dvi-paddān-

am uttamā prakāśayīyant' imam eka-yānam || 102 || dharmā-sthitiṃ dharmā-viyamatāṃ ca nitya-sthit-

am loki imām akampyām | buddhāś ca bodhiṃ pṛthivya maṇḍe prakāśayīyanti upāya-kausālam || 103

|| (53) (これらの法眼は常にあり、法の本性は常に輝いている。最高の仏陀両足尊はこれを知って、一乗を説くであらう。

法住・法位にして常にこの世にあり、不動なることを仏たちは語り、大地の座で方便を説くであらう)と述べている。こ

この法は dharmā の訳であるが、法は常に無性だといひ、法住法位にして世間相は常住だといふ言葉は、仏種は縁によつて起るといふ言葉と対比して、法とはどのようなことを意味しているものなのかを知るために、極めて重要なものだとはいらうであらう。

尚、このことに関しては、稿を改めた論文が別の機関において掲載される筈であるので、ここでの詳述はしないこ

とにしている。

この外、法に関する説示は、方便品において数多く認められる。しかし、その多くは「不能信是法」「得是無上法」「最妙第一法」「無分別法」といった具合の説示に見られるもので、教え、真理といった意味での法としての範疇を出るものではないと思われる。

しかし、方便品末の偈の中には、

如三世諸仏 說法之儀式 我今亦如是 說無分別法（10上）

亦如往古 諸仏大聖 亦如當來 最勝之法 吾復如是 闍棄衆想 然後爾乃 請大尊法（72下）

yathāya teṣāṃ purimāṇa tāyinaṃ anāgatānaṃ ca jināna dharmata | mamāpi eṣāva vikalpa-varjita t-  
athāva haṃ deśayi adya tubhyam || (57) (前世の聖者、未來の勝者たちの法性のように、私の（教え）は二者択一  
を除くものだ、と今日、汝に説く）

と示されている。二者択一というのはあれかこれかを選びようがないものだから、無分別の法であり、諸天の尊法なのであるが、三世諸仏說法之儀式と訳された法とは dharmata の訳であったことを示している。dharmata をここでは仮に法性と訳しておいたが、それは法そのものを意味するであろう。法そのものだから三世の諸仏の法になるのであると思う時、法とはこの世の創世とともにある理法のことを意味するのではなからうかと思われる。

尚、この小論は名の如く資料篇を屈指するものであった。すなわち序品から初まり、少くとも譬喩品まで、出来うれば第一期成立の法華經といわれる授学無学人記品までにおける法の使用例を例記したい、というのが念願ではあったのだが、私に与えられた紙数が尽きてしまったので、特に方便品に関しては一瀉千里の書きようになってしまい、譬

喩品以降については手をつけることもなく終ってしまった。まことに申し訳けないことであるが、新たな機会を得たいと思う。

〔註〕

- (1) たとえば、松濤誠廉・長尾雅人・丹治昭義訳の『法華経I』には、「あたかも空行く鳥のように、汚れにそまらぬ普逝の息子たちは、(すべての)ものは動かないものであり、(しかも)差別をもってあらわれるものであることをさとっている」(20)とあり、岩本裕訳の『法華経上』には「中庸の教えを遵奉し、鳥が空に触れないように、二者を扱い、仏の息子らは汚されることなく」(35)と訳されている。
- (2) Edgerton 『Hybrid Sanskrit Dictionary』[often associated with *śūnya*]
- (3) 拙論文「法華経方便品の『敬信』の語をめぐる」(『法華経の受容と展開』)、「本願を立ッ」考」(『棲神五十六号』)等。
- (4) 尚、この論文を補うものとして、『勝呂信静先生古稀記念論文集』に執筆の機会を与えられたので、「法華経における法―序品・方便品における―」を提出することにした。その論文は、箇々の問題点を取り上げ言及し、法とは何か、どのようなものかを探ろうとしたものであるので、併せてお読みをいただきたい。